

令和4年度（下半期）さいたま市市民活動及び協働の推進助成金 団体希望助成事業にかかる審査・選考方法

1 目的

この審査・選考方法は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成金団体希望助成事業の目的にふさわしい事業を選考するため、必要な事項等を定める。

2 審査・選考方法

さいたま市市民活動推進委員会（以下、「委員会」と言う。）は、審査により事業を選考する。ただし、委員会において、当該事業に応募した市民活動団体の役員の職にある者は、応募事業に係る審査には加わることができない。

選考は、各委員の審査結果及び意見を委員長がとりまとめて行うものとする。

[審査の方法]

審査は、以下の方法で行うものとする。

- ① 委員は、「資料1」（審査資料）を読み、審査基準（本資料の表1）に基づき、採択の可否について審査する。
また、事業に対し、特に付議すべき内容がある場合は、「資料3」講評に記載する。
- ② 委員長は、委員会の意見をまとめ、事業を選考する。
- ③ 市は、決定について申請者へ通知するものとし、不採択と決定した場合には、理由を付すものとする。

[審査資料]

- 資料1 「令和4年度さいたま市市民活動及び協働の推進助成金団体希望助成応募申請書」

表1 審査基準

社会貢献性	課題への解決の取り組みが、団体の活動趣旨に沿っており、地域又は社会にとって必要性が高く、広く市民に成果が還元される公益性の高い事業か。
発展性	事業の実施を通して団体の活動が発展し、本市の市民活動の活発化につながるか。
実現可能性	実施可能な方法、計画で立案されており、期間内に確実に終了できるか。
経費の適正性	事業を実施する経費が適正に計上されているか。資金計画が現実的で適切か。